訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項

2024年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師など(准看護師を除く)が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより当事業所は令和6年11月1日より、訪問看護医療 DX 情報活用加算として 定められた額を所定額に加算します。

令和6年11月1日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行います。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。 同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

じけいかい訪問看護ステーション